

さつま町水道事業使用水量の認定に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さつま町水道事業給水条例施行規則（平成17年さつま町規則第136号。以下「施行規則」という。）第28条に規定されている使用水量の認定について必要な事項を定める。

(使用水量の認定)

第2条 使用水量の認定は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地下又は地表面からの漏水で発見が困難なもの
- (2) 水道使用者等の過失によらないもの
- (3) 特別な事情があると管理者が認めたもの

(使用水量の不認定)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量の認定は行わない。

- (1) 蛇口からの漏水等発見が容易な箇所から漏水していた場合
- (2) ボイラー、温水器等の給水装置本体又は受水槽等の故障による漏水など発見
が容易なもの
- (3) 漏水が明らかであるにもかかわらず、水道使用者等が放置していた場合
- (4) 漏水の原因が水道使用者等の責任又は第三者の過失によることが明らかである場合
- (5) 水道使用者等の無断工事（給水装置工事事業者指定以外の業者が行ったもの
を含む。）によるものの漏水
- (6) 対象となる月の検針水量が推定使用水量の2倍を超えない場合（主として生活を営むための使用の場合に限る。）

(算定方法)

第4条 使用水量の認定は、認定する月の検針水量から基準使用水量を差し引いた水量を2分の1で乗じて得た水量に、基準使用水量を加算したものを認定水量とする。ただし、2分の1で乗じて得た水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

認定水量＝{(認定する月の検針水量－基準使用水量) × 1 / 2} + 基準使用水量
(基準使用水量)

第5条 前条の基準使用水量は、認定する月の前3箇月間の使用水量の平均、又は発見が困難で長期に渡っていた漏水等で使用者に不利となる場合は、前年の同3箇月間の使用水量の平均とする。ただし、基準使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(認定申請)

第6条 漏水等で使用水量の認定を受けようとする者の申請は、施行規則第30条第2項及び第3項を準用する。

(水道料金の減免方法)

第7条 水道料金の減免は、次の方法による。

- (1) 調定前の場合には、検針月の使用水量を認定水量にかえて調定する。
- (2) 調定後の場合には、翌月の水道料金から減免額を差し引いて調定する。
- (3) 前2号の措置ができない場合は、減免額を返納する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

課長	係長	係

水 道 料 金 等 減 免 申 請 書

年 月 日

さつま町長 殿

請求者 住 所

氏 名 印

さつま町水道事業給水条例第 3 5 条の規定により，水道料金等について減免していただきたく，下記のとおり申請します。

減 免 の 種 類	1. 水道使用料 2. その他（ ）
減免を受ける前の金額	
減 免 申 請 額	※ 1
申請の理由	1. 不可抗力による漏水のため 2. その他（ ） ・漏水発見日（ 年 月 日） ・修繕箇所と内容

※ 1 水道課で記入します。

◆水道課記入欄◆

給 水 装 置 所 在 地	さつま町		
納 入 通 知 書 番 号	第 号	申 請 月 分	年 月分
使 用 水 量	m ³	水 道 料 金	円
事 業 名		水 道 番 号	
備考			

○修繕工事の領収書，又は別紙証明書を添付してください。

○修理箇所のわかる写真を添付してください。

漏水箇所修繕証明書

給水装置所在地	さつま町
給水装置所有者	
修繕依頼年月日	年 月 日
修繕完了年月日	年 月 日
修繕箇所と内容	

上記のとおり漏水修繕が完了したことを証明します。

年 月 日

指定給水装置工事事業者

印

さつま町長 殿